

## コロナ借入金の出口戦略

### 一括返済までの資金活用と短期節税対策

コロナ禍後の決算（利益）と運転資金水準の状況からコロナ借入金の出口戦略（返済完了）を検討します。

コロナ禍後の患者数が回復している場合には、コロナ禍の経費削減効果とコロナ支援金により決算上は一時的な利益が発生している傾向があります。また、運転資金（預金残高）は、コロナ借入金の返済開始前で高水準になっています。

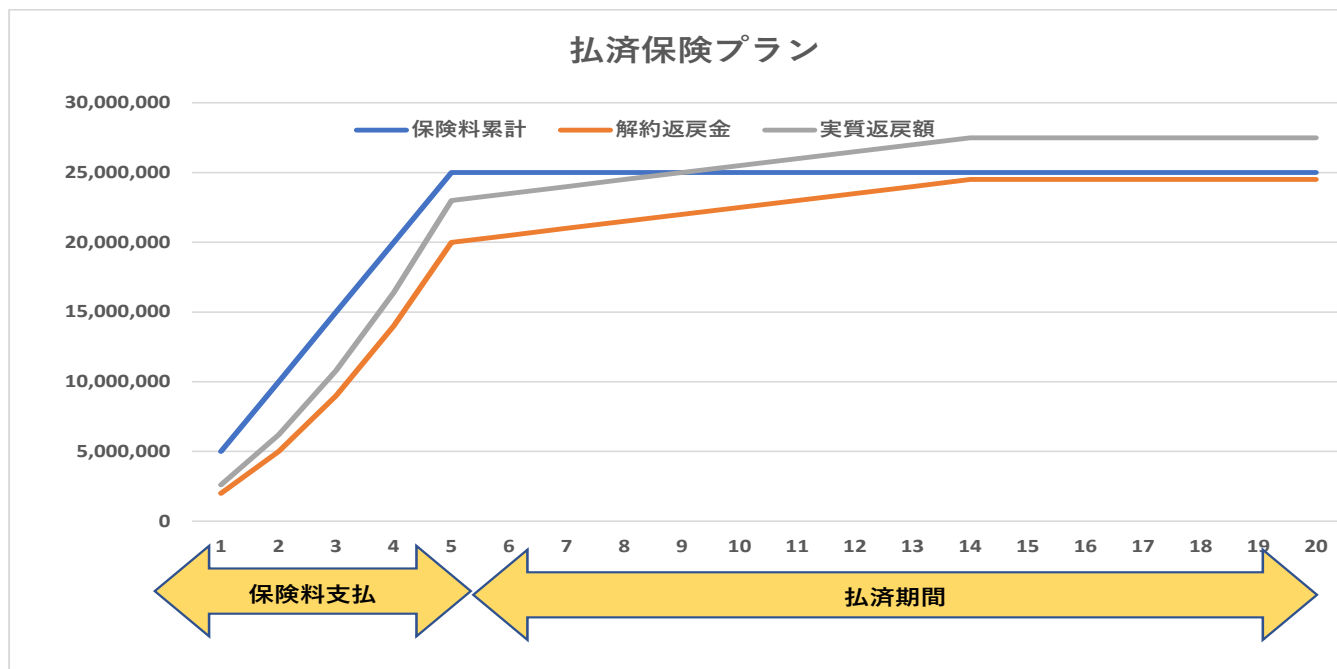
そこで、コロナ借入金の返済開始までの期間は確実な返済資金の確保と利益対策（節税対策）が必要になります。結果としてコロナ借入金の一括返済を確実にすることに通じます。

#### 1. 医療法人の役員保険を活用した出口戦略（保険払済プラン）

- (1) 5年間保険料を支払い4割損金計上（定期保険加入）
- (2) 6年目以降保険を払済にして保険料支払中止（同種の定期保険に払済、保障は減少）
- (3) 解約返戻金の状況を考慮して、保険を解約して借入返済又は払済を継続

⇒5年間4割損金、6年目以降に利益繰延、運用益、節税額を含めての返戻額

- ・年払保険料 500万円（定期保険、最高返戻率85%以下）



#### 2. 個人診療所の倒産防止共済を活用した出口戦略

- (1) 倒産防止共済への加入（月間最高20万円、累計800万円限度）
  - (2) 加入期間中は支払額が全額必要経費処理
  - (3) 限度到達後は、解約して借入返済又は資金必要時まで積立継続
- ⇒最高800万円の必要経費計上、40ヵ月以降に800万円の資金確保

# 歯科会計®

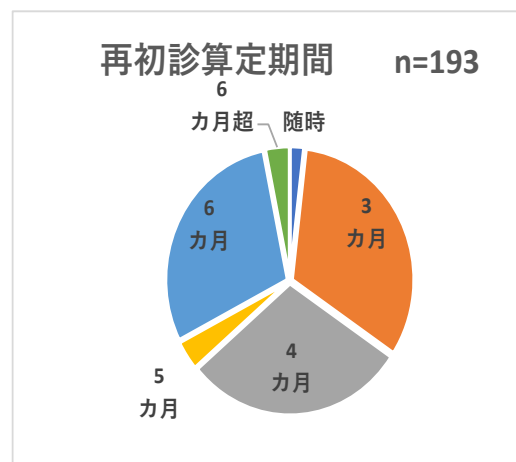
## 再初診算定期間アンケート報告 (2021年6月)

### 1. 再初診算定期間アンケート結果

3か月ごとにP病名のみで初診を算定し、実日数1日で全顎スクレーリングの算定が繰り返されていることが定期検診のように思われ、大量返戻等のケースが報告されています。

そこで、再初診時の初診算定期間についてアンケートを実施いたしました。

地区	随時	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6 カ月	6 カ月超
茨城	0	3	1	0	1	0
岩手	0	4	0	0	3	1
神奈川	0	10	10	4	11	3
群馬	0	0	2	0	0	0
埼玉	0	3	7	0	7	0
千葉	0	14	5	1	8	0
東京	4	37	39	3	34	3
合計	4	71	64	8	64	7
比率	1.8%	32.6%	29.4%	3.7%	29.4%	3.2%



### 2. 歯周病重症化予防治療による継続管理アンケート結果

地区	3か月 P重防算定	3か月 再診継続	3か月 初診算定
茨城	0	2	3
岩手	0	4	1
神奈川	8	3	23
群馬	0	1	1
埼玉	3	2	8
千葉	4	2	17
東京	24	16	71
合計	39	30	124
比率	20.2%	15.5%	64.2%

#### 歯周病重症化予防治療 (P重防)

- ・2回目以降の歯周病検査の結果、歯周ポケット4mm未満で、部分的な歯肉の炎症またはプロービング時の出血が認められた状態の患者に算定
- ・管理計画書を作成し、文書で患者に提供
- ・2回目以降の算定は3か月以降に1回算定
- ・永久歯の歯数区分により算定
  - 1~9歯 150点
  - 10~19歯 200点
  - 20歯以上 300点

橋本会計ホームページで歯科データ速報 (2021年3月) を掲載しました

<http://www.anshinkaikei.co.jp/>

# ドクター会計

## コロナ禍の利益状況（医科）

全体（27件）

（万円）

番号	項目	診療所数	平均金額	下限	上限
1	前年利益	27	880	-1,116	7,109
2	決算利益	27	381	-2,635	6,638
3	実質利益	27	228	-2,835	6,363
4	コロナ支援金	20	154	10	681
5	持続化	3	200	200	200
6	家賃支援	4	219	80	401
7	雇用調整	3	138	73	244
8	感染拡大防止他	18	119	10	280

法人（18件）

（万円）

番号	項目	診療所数	平均金額	下限	上限
1	前年利益	18	379	-1,116	1,925
2	決算利益	18	-224	-2,635	1,711
3	実質利益	18	-403	-2,835	1,601
4	コロナ支援金	14	179	100	681
5	持続化	3	200	200	200
6	家賃支援	2	318	236	401
7	雇用調整	3	138	73	244
8	感染拡大防止他	12	122	100	280

個人（8件）

（万円）

番号	項目	診療所数	平均金額	下限	上限
1	前年利益	9	1,882	-465	7,109
2	決算利益	9	1,592	-1,020	6,638
3	実質利益	9	1,489	-1,020	6,363
4	コロナ支援金	6	103	10	275
5	持続化	0	0	0	0
6	家賃支援	2	120	80	160
7	雇用調整	0	0	0	0
8	感染拡大防止他	6	114	10	275

1. 法人の平均利益は 224 万円の赤字、コロナ支援金関係を除くと 403 万円の赤字です。

赤字率は約 6 割です。

2 個人の平均利益は 1,592 万円、コロナ支援金を除くと 1,489 万円です。

3. コロナ支援金の適用率は 74%、平均 154 万円となっていますが、申請のタイミングにより今後上昇するものと思われます。

# 医療承継

## 相続後の相続人の各種届出注意点

相続がおきた場合には相続人は相続税の申告が原則必要になりますが、被相続人の事業を承継した相続人等はその他に所得税・消費税の申告に関する届出も別途必要になってきます。家賃収入が生じていた賃貸事業を相続した場合にも同様です。

### <相続人に必要な届出関係>

(所得税)	届出書類	提出期限
相続人が 新規開業	・ 個人事業の開業・廃業等届出書	相続開始から 1 か月以内
	・ 所得税の青色申告承認申請書	(被相続人が青色申告) ・ 1/1～8/31 死亡→相続の開始から 4 か月以内 ・ 9/1～10/31 死亡→その年の 12/31 まで ・ 11/1～12/31 死亡→翌年の 2/15 まで (被相続人が白色申告) ・ 1/1～1/15 死亡→その年の 3/15 ・ 1/16～12/31 死亡→相続の開始から 2 か月以内
	・ 青色事業専従者給与に関する届出書	相続開始から 2 か月以内
	・ 給与支払事務所等の開設届出書	相続開始から 1 か月以内
	・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	適用を受けようとする月の前月まで
	・ 所得税の棚卸資産の評価方法 ・ 減価償却資産の償却方法の届出書	相続の開始から確定申告期限まで
	相続人が 既に 個人事業	・ 所得税の青色申告承認申請書

(消費税)	届出書類	提出期限
相続人が 新規開業	・ 消費税課税事業者届出書	課税事業者に該当する場合には速やかに
	・ 消費税課税事業者選択届出書	相続の開始があった年の年末まで
	・ 消費税簡易課税制度選択届出書	相続の開始があった年の年末まで
相続人が 既に 個人事業	・ 消費税課税事業者選択届出書 ・ 消費税簡易課税制度選択届出書	被相続人が提出していなかった場合は、相続の開始があった年においては適用不可、翌年から